

田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会規則（平成 27 年教育委員会規則第 1 号）第 9 条の規定に基づき、田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、田原本町情報公開条例（平成 11 年条例第 22 号）第 6 条各号に掲げる情報について審議するとき、又は会議運営上必要やむを得ないとして、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第3条 会議の記録は、発言内容の要旨を記載した議事録として作成するものとする。

(会議文書の公開)

第4条 議事録及び資料については、田原本町情報公開条例に基づき公開する。ただし、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれるとして、議事録及び資料の全部又は一部を公開しないものと議決することができる。

(傍聴定員)

第5条 傍聴者の定員は 5 名とする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴者の定員を定めることができる。

3 傍聴希望者が、前各項に規定する定員を超えるときは、先着順とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、定員を超過する傍聴を許可することができる。

(傍聴の受付)

第6条 傍聴の受付は、会議開始 30 分前から 10 分前までの間に行うものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所を受付簿に記入しなければならない。

(資料の配布)

第7条 傍聴人には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他検討委員会が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴できない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びている者

(2) 会議の自由な発言の妨害になると認められる者

- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不適當と認めた者
(傍聴人の行為の制限)

第9条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
(2) 議事進行を乱すような私語、談話、拍手等を行うこと。
(3) 写真機、録音機等の記録装置を用いて会議を記録すること。ただし、事前に委員長の許可を得た場合を除く。
(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動を行うこと。
(傍聴人の退場等)

第10条 委員長は、傍聴人が前条各号に掲げる行為をしたとき、第2条により非公開と決定されたとき、その他会議運営上必要と認めたときは、退場を命じることができる。

- 2 傍聴人は、委員長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。
(その他)

第11条 この要領の施行に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成27年8月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月19日から施行する。